

施設区分		設備区分				色塗り抽出対象	兼用	種別	該当条文 (赤字：抽出条文)	提出日	ヒアリング予定日	備考
加工施設 本体	成形施設	—	—	—	—	地下水排水設備	—	系統	第六条 地震による損傷の防止 第二十七条 地震による損傷の防止	別紙2	共通09	—
										第六条：2021年10月16日 (改定予定日) 第二十七条：2021年10月16日 (改定予定日)		
加工施設 本体	成形施設	ベレット加工工程	施結設備	—	—	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	—	計装	第十一条 火災等による損傷の防止 第十八条 警報設備等	第十一条：2021年9月24日 第十八条：2021年9月29日	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・地下排水設備
放射線廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	—	—	建屋排気設備 (建屋排気ダクト, 建屋排気フィルタユニット, 建屋排気機)	—	系統	第十条 閉じ込めの機能 第二十条 廃棄施設 第二十三条 換気設備	第十条：2021年8月26日 第二十条：2021年9月29日 第二十三条：2021年9月29日	(2021/10/11)	—
放射線廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	—	—	工程室排気設備 (工程室排気ダクト, 工程室排気フィルタユニット, 工程室排気機)	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	系統	第十条 閉じ込めの機能 第二十条 廃棄施設 第二十三条 換気設備 第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第十条：2021年8月26日 第二十条：2021年9月29日 第二十三条：2021年9月29日 第三十三条：2021年9月29日	(2021/10/11)	—
放射線廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	—	—	グループボックス排気設備 (グループボックス排気ダクト, グループボックス給気フィルタ, グループボックス排気フィルタ, グループボックス排気フィルタユニット, グループボックス排気機)	主：グループボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 備：代替グループボックス排気設備	系統	第十条 閉じ込めの機能 第二十条 廃棄施設 第二十三条 換気設備 第三十一条 材料及び構造 第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第十条：2021年8月26日 第二十条：2021年9月29日 第二十三条：2021年9月29日 第三十一条：2021年10月1日 第三十三条：2021年9月29日	(2021/10/11)	—
放射線廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	—	—	室循環設備 (室循環ダクト, 室循環ファン, 室循環冷却機)	—	系統	第十条 閉じ込めの機能 第二十三条 換気設備	第十条：2021年8月26日 第二十三条：2021年9月29日	(2021/10/11)	※機能要求②は要求されないが、室循環設備は、グループボックス排気設備と合わせてグループボックスの負圧を維持することから、対象とする。
放射線廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	—	—	外部放出抑制設備 (グループボックス排気ダクト, グループボックス給気フィルタ, グループボックス排気フィルタ, グループボックス排気フィルタユニット, 工程室排気ダクト, 工程室排気フィルタユニット)	主：グループボックス排気設備 主：工程室排気設備 主：外部放出抑制設備 従：代替グループボックス排気設備	系統	第十条 閉じ込めの機能 第二十条 廃棄施設 第二十三条 換気設備 第三十一条 材料及び構造 第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第十条：2021年8月26日 第二十条：2021年9月29日 第二十三条：2021年9月29日 第三十一条：2021年10月1日 第三十三条：2021年9月29日	(2021/10/11) (兼用の主登録欄と合わせて説明予定)	兼用の主登録欄と合わせて機器を抽出する。
放射線廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	—	—	外部放出抑制設備 (ダンプ出口風速計)	—	計装	第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第三十三条：2021年9月29日	—	可搬型に係る機器は設計中のため、今後実施。 ⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・ダンプ出口風速計
放射線廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	—	—	代替グループボックス排気設備 (代替グループボックス排気ダクト, グループボックス給気フィルタ, グループボックス排気フィルタ)	主：グループボックス排気設備 主：外部放出抑制設備 備：代替グループボックス排気設備	系統	第十条 閉じ込めの機能 第二十条 廃棄施設 第二十三条 換気設備 第三十一条 材料及び構造 第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第十条：2021年8月26日 第二十条：2021年9月29日 第二十三条：2021年9月29日 第三十一条：2021年10月1日 第三十三条：2021年9月29日	(2021/10/11) (兼用の主登録欄と合わせて説明予定)	兼用の主登録欄と合わせて機器を抽出する。
放射線廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	—	—	代替グループボックス排気設備 (可搬型排気機付フィルタユニット, 可搬型フィルタユニット, 可搬型ダクト)	—	系統	第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第三十三条：2021年9月29日	—	可搬型に係る機器は設計中のため、今後実施。 ⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型排気機付フィルタユニット ・可搬型フィルタユニット ・可搬型ダクト
放射線廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備 (検査槽, ろ過処理装置, 吸着処理装置, 廃液貯槽)	—	系統	第二十条 廃棄施設	第二十条：2021年9月29日	(2021/10/11)	—
放射線廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備 (備えい検知)	—	計装	第十八条 警報設備等 第二十条 廃棄施設	第十八条：2021年9月29日 第二十条：2021年9月29日	(2021/10/11)	—
放射線廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	放出前貯槽	—	—	第1放出前貯槽	—	系統	第二十条 廃棄施設	第二十条：2021年9月29日	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・放出前貯槽 第1放出前貯槽
放射線廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	—	—	海洋放出管理系 (第1海洋放出ポンプ, 海洋放出管)	—	系統	第二十条 廃棄施設	第二十条：2021年9月29日	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・第1海洋放出ポンプ ・海洋放出管

施設区分		設備区分				色塗り抽出対象		兼用	種別	該当条文 (赤字: 抽出条文)	提出日		ヒアリング予定日	備考
											別紙2	共通09		
放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	—	—	—	—	主: 設計基準対象の施設 放射線監視設備 従: 重大事故等対処設備 放出管理分析設備	計装	第十九条 放射線管理施設 第三十七条 監視測定設備	第十九条: 2021年10月1日 第三十七条: 2021年10月1日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・屋内モニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ・屋外モニタリング設備 排気モニタ 環境モニタリング設備 モニタリングポスト 環境モニタリング設備 ダストモニタ
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	—	—	—	主: 設計基準対象の施設 放射線監視設備 従: 重大事故等対処設備 放出管理分析設備	計装	第十九条 放射線管理施設 第三十七条 監視測定設備	第十九条: 2021年10月1日 第三十七条: 2021年10月1日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※兼用の主登録側で合わせて機器を抽出する。 ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・屋外モニタリング設備 排気モニタ 環境モニタリング設備 モニタリングポスト 環境モニタリング設備 ダストモニタ
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	—	—	—	・代替排気モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ ・代替環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ	計装	第三十七条 監視測定設備	第三十七条: 2021年10月1日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・代替排気モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ ・代替環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	—	—	—	・可搬型環境モニタリング用発電機	電源	第三十六条 電源設備 第三十七条 監視測定設備	第三十六条: 2021年10月1日 第三十七条: 2021年10月1日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型環境モニタリング用発電機
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替燃料分析関係設備	—	—	—	・可搬型燃料分析設備	電源	第三十六条 電源設備 第三十七条 監視測定設備	第三十六条: 2021年10月1日 第三十七条: 2021年10月1日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型燃料分析設備 可搬型排気モニタリング用発電機
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替気象観測設備	—	—	—	・代替気象観測設備 可搬型気象観測用発電機	電源	第三十六条 電源設備 第三十七条 監視測定設備	第三十六条: 2021年10月1日 第三十七条: 2021年10月1日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・代替気象観測設備 可搬型気象観測用発電機
放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	環境モニタリング用代替電源設備	—	—	—	・環境モニタリング用可搬型発電機	電源	第三十六条 電源設備 第三十七条 監視測定設備	第三十六条: 2021年10月1日 第三十七条: 2021年10月1日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・環境モニタリング用可搬型発電機
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	—	・グループボックス温度監視装置	計装	第十八条 警報設備等	第十八条: 2021年9月29日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・グループボックス温度監視装置
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備 火災影響軽減設備	—	—	—	・グループボックス消火装置	系統	第十一条 火災等による損傷の防止 第十五条 材料及び構造 第二十九条 火災等による損傷の防止	第十一条: 2021年9月24日 第十五条: 2021年10月1日 第二十九条: 2021年9月24日	2021年8月18日 (第十一条 火災等による損傷の防止) 2021年9月17日 別紙2-1 R2 (第十一条 火災等による損傷の防止)	2021/10/11 ※仕様書対象機器等の抽出、別紙2上の 紐づけによる検証のプロセス 説明対象	—
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備 火災影響軽減設備	—	—	—	・ピストンダンパ※ ・延焼防止ダンパ (火災影響軽減設備) ※ピストンダンパ及び延焼防止ダンパは機能要求②はGB消火装置と連動して消火を行うため、抽出対象とする。	系統	第十一条 火災等による損傷の防止 第二十九条 火災等による損傷の防止	第十一条: 2021年9月24日 第二十九条: 2021年9月24日	2021年8月26日R0 (第二十三条 換気設備) 2021年9月1日 別紙2-4 R1 (第二十三条 換気設備) ⇒機能要求②との紐付け実施	(2021/10/11)	延焼防止ダンパは換気設備に設置されることから、換気設備の機器抽出に合わせて抽出する
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	—	・窒素消火装置 ・二酸化炭素消火装置	系統	第十一条 火災等による損傷の防止 第二十九条 火災等による損傷の防止	第十一条: 2021年9月24日 第二十九条: 2021年9月24日	2021年8月18日 (第十一条 火災等による損傷の防止) 2021年9月17日 別紙2-1 R2 (第十一条 火災等による損傷の防止)	2021/10/11 ※仕様書対象機器等の抽出、別紙2上の 紐づけによる検証のプロセス 説明対象	—
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	—	・消火水供給設備 ・緊急時対策建屋の消火水供給設備	系統	第十一条 火災等による損傷の防止 第二十九条 火災等による損傷の防止	第十一条: 2021年9月24日 第二十九条: 2021年9月24日	今後実施 (設計中) (再処理の作業結果展開) (第3回以降申請予定)	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・消火水供給設備 消火水貯槽 ろ過水貯槽 圧力調整用消火ポンプ 電動機駆動消火ポンプ ・緊急時対策建屋の消火水供給設備 消火水貯槽 消火ポンプ
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	—	・火災状況確認用温度計	計装	第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第三十三条: 2021年9月29日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・火災状況確認用温度計
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	—	・遠隔消火装置	系統	第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第三十三条: 2021年9月29日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	・遠隔消火装置
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備 (電気設備)	非常用所内電源設備	—	—	—	・非常用発電機 ・燃料油貯蔵タンク	電源	第十五条 材料及び構造 第二十四条 非常用電源設備	第十五条: 2021年10月1日 第二十四条: 2021年9月29日	2021年9月17日 別紙2-6 R0 (第二十四条 非常用電源設備)	(2021/10/11)	—
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備 (電気設備)	非常用所内電源設備	—	—	—	・第1非常用ディーゼル発電機 ・重油貯蔵タンク	電源	第二十四条 非常用電源設備	第二十四条: 2021年9月29日	今後実施 (設計中) (再処理の作業結果展開) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・第1非常用ディーゼル発電機 ・重油貯蔵タンク
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備 (電気設備)	非常用所内電源設備	—	—	—	・非常用直流電源設備 ・非常用無停電電源装置	電源	第二十四条 非常用電源設備	第二十四条: 2021年9月29日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・非常用直流電源設備 ・非常用無停電電源装置
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備 (電気設備)	代替電源設備	—	—	—	・燃料加工建屋可搬型発電機 ・情報連絡用可搬型発電機 ・制御建屋可搬型発電機	電源	第三十六条 電源設備	第三十六条: 2021年10月1日	今後実施 (設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・燃料加工建屋可搬型発電機 ・情報連絡用可搬型発電機 ・制御建屋可搬型発電機

施設区分		設備区分				色塗り抽出対象	兼用	種別	該当条文 (赤字: 抽出条文)	別紙2	提出日	ヒアリング予定日	備考
											共通09		
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	—	系統	第三十六条 電源設備	第三十六号: 2021年10月1日	今後実施(設計中) (再処理の作業結果展開) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・第1軽油貯槽 ・第2軽油貯槽 ・タンクローリ
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	—	系統	第三十四条 工事等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	第三十六号: 2021年9月30日	今後実施(設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・大型移送ポンプ ・可搬型放水砲 ・可搬型建屋外ホース
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	—	計装	第三十四条 工事等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	第三十六号: 2021年9月30日	今後実施(設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型放水砲流量計 ・可搬型放水砲圧力計
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	—	系統	第三十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	第三十五号: 2021年9月30日	今後実施(設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・大型移送ポンプ ・可搬型建屋外ホース ・第1貯水槽 ・第2貯水槽
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	—	計装	第三十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	第三十五号: 2021年9月30日	今後実施(設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・可搬型貯水槽水位計(電液式) ・可搬型貯水槽水位計(ロープ式) ・第1貯水槽給水流量計
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	—	系統	第三十八条 緊急時対策所	第三十八号: 2021年10月7日 (改定予定日)	今後実施(設計中) (再処理の作業結果展開) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・緊急時対策建屋送風機 ・緊急時対策建屋排風機 ・緊急時対策建屋ファンユニット ・緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ ・緊急時対策建屋加圧ユニット ・緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	—	計装	第三十八条 緊急時対策所	第三十八号: 2021年10月7日 (改定予定日)	今後実施(設計中) (再処理の作業結果展開) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・緊急時対策建屋換気設備 ・対策本部室差圧計 ・特機室差圧計 ・緊急時対策建屋放射線測定設備 ・可搬型室内モニタリング設備 ・可搬型リアモニタ ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ ・緊急時対策所環境測定設備 ・可搬型酸素濃度計 ・可搬型二酸化炭素濃度計 ・可搬型室酸素濃度計
その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	—	電源	第三十六条 電源設備 第三十八条 緊急時対策所	第三十六号: 2021年10月1日 第三十八号: 2021年10月7日 (改定予定日)	今後実施(設計中) (再処理の作業結果展開) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・緊急時対策建屋放射線測定設備 ・可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型発電機 ・緊急時対策建屋電源設備 ・電源設備 ・緊急時対策建屋用発電機 ・燃料油配管・弁 ・緊急時対策建屋電源設備 ・燃料補給設備 ・重油貯槽
その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	—	—	系統	第十五条 材料及び構造	第十五号: 2021年10月1日	2021年9月26日 R0 (第十五号 材料及び構造) 2021年9月1日 別紙2-2 R1 (第十五号 材料及び構造) ⇒機能要求②との紐付け実施 2021年9月17日 別紙2-2 R2 (第十五号 材料及び構造)	(2021/10/11)	—
その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	—	—	計装	第十八条 警報設備等	第十八号: 2021年9月29日	2021年9月3日 別紙2-5 R0 (第十八号 警報設備等) ⇒機能要求②との紐付け実施 2021年9月17日 別紙2-5 R1 (第十八号 警報設備等)	(2021/10/11)	※警報設備の要求に直接かわからないが、液体状のアルミニウムを取り扱うグループボックス内(漏えい受け皿)への漏えいを感じる観点で設備選定の対象とする。
その他加工設備の附属施設	—	実験設備	小規模試験設備	—	—	—	—	計装	第十一条 火災等による損傷の防止 第十八条 警報設備等	第十一条: 2021年9月24日 第十八号: 2021年9月29日	今後実施(設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路
その他加工設備の附属施設	—	実験設備	小規模試験設備	—	—	—	—	計装	第十八条 警報設備等	第十八号: 2021年9月29日	今後実施(設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路
その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	—	計装	第十八条 警報設備等	第十八号: 2021年9月29日	今後実施(設計中) (第3回以降申請予定) ※最下行にてまとめて示す。	—	⇒設備リストでは以下の通り表記する。 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁
後次回にて詳細化する設備							—	—	—	—	2021年9月17日 R0 (後次回にて詳細化する設備)	2021/10/14	—
											※各条における別紙2の機能要求②との紐付けは、今後提出予定(2021年10月7日予定)		

Table with 12 columns: 専断許可等規制条文, 技術基準規則 条文, 基本設計方針, 加工施設主要, 放射線管理施設, 放射線管理施設, 放射線管理施設, 放射線管理施設, 放射線管理施設, 放射線管理施設, 放射線管理施設, 放射線管理施設. The table lists various safety regulations and their corresponding facility types, with specific equipment and standards noted in the latter columns.

事業許可基準規則 条文	技術基準規則 条文	基本設計方針	その他施設区画の附属施設																				
			火災警報設備	消火設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備	火災警報設備						
第二六条	放射線物質の漏洩防止	第四六条	放射線物質の漏洩防止	共通	放射線物質の漏洩防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第二六条	安全措置を有する施設の使用	第五二条	安全措置を有する施設の使用	共通	地震	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第二六条	火災警報設備の設置	第二二九条	火災警報設備の設置	共通	火災警報設備	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第二七条	地震による被害の防止	第六六条	地震による被害の防止	共通	自然現象 (地震による被害の防止)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第二七条	地震による被害の防止	第二七条	地震による被害の防止	共通	自然現象 (地震による被害の防止)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第二八条	放射線による被害の防止	第七七条	放射線による被害の防止	共通	放射線による被害の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第二八条	放射線による被害の防止	第二八条	放射線による被害の防止	共通	放射線による被害の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第二九条	外部からの襲撃による被害の防止	第八八条	外部からの襲撃による被害の防止	共通	自然現象 (外部からの襲撃による被害の防止)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	閉じ込めの機能	第十〇条	閉じ込めの機能	共通	閉じ込め (閉じ込め)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	(閉じ込めの機能)	第二二条	放射線物質等による汚染の防止	共通	放射線物質等による汚染の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	火災等による被害の防止	第十一〇条	火災等による被害の防止	共通	火災等による被害の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	火災等による被害の防止	第二九条	火災等による被害の防止	共通	火災等による被害の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	洪水による被害の防止	第十二〇条	加工施設内における洪水による被害の防止	共通	加工施設内における洪水による被害の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	浸水等	第二二条	放射線物質等による汚染の防止	共通	放射線物質等による汚染の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	安全措置を有する施設	第十四条	安全措置を有する施設	共通	設備に対する緊急事項 (放射線物質等)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	放射線物質等の拡散の防止	第二二条	放射線物質等の拡散の防止	共通	放射線物質等の拡散の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	放射線物質等の拡散の防止等	第三〇条	放射線物質等の拡散の防止等	共通	放射線物質等の拡散の防止等	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	(該当なし)	第十五条	材料及び補給	共通	設備に対する緊急事項 (材料及び補給)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	(該当なし)	第三二条	材料及び補給	共通	材料及び補給	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	(該当なし)	第三〇条	放射線物質等の拡散の防止	共通	放射線物質等の拡散の防止	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	加工施設への人の不意な侵入等の防止	第九九条	加工施設への人の不意な侵入等の防止	共通	その他 (加工施設への人の不意な侵入等の防止)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	安全措置等	第十三条	安全措置等	共通	その他 (安全措置等)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	放射線物質の貯蔵施設	第二七条	放射線物質の貯蔵施設	個別	放射線物質の貯蔵施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	(該当なし)	第十八条	警報設備等	個別	警報設備等	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	放射線施設	第二〇条	放射線施設	個別	放射線施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	(閉じ込めの機能)	第二二条	放射線施設	個別	放射線施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	放射線管理施設	第十九条	放射線管理施設	個別	放射線管理施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	放射線設備	第三七条	放射線設備	個別	放射線設備	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	放射線測定設備	第三七条	放射線測定設備	個別	放射線測定設備	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	非常用電源設備	第二〇条	非常用電源設備	個別	その他加工設備の附属施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	電源設備	第三六条	電源設備	個別	その他加工設備の附属施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	放射線事故の拡大を防止するための設備	第三二条	放射線事故の拡大を防止するための設備	個別	放射線事故の拡大を防止するための設備	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	第三二条	閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	個別	その他加工設備の附属施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	第三四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	個別	その他加工設備の附属施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	第三五条	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	個別	その他加工設備の附属施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	緊急時対策所	第三八条	緊急時対策所	個別	その他加工設備の附属施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	通信連絡設備	第三二条	通信連絡設備	個別	その他加工設備の附属施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
第三〇条	通信連絡を行うために必要な設備	第三二条	通信連絡を行うために必要な設備	個別	その他加工設備の附属施設	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

【凡例】 (黄色ハッチング+赤字) : 設備における提出条文 (青字) : 注記

各条文と施設区分の関連表 (4/4)

事業許可基準規則 条文	技術基準規則 条文	基本設計方針	そのほか高圧配線の附属施設															
			緊急時対策 緊急時対策所	送電設備 送電設備	の施設 配電設備 配電設備	配電設備 配電設備の 保守設備	高圧配線 高圧配線設備	変圧設備 変圧設備	制御設備 制御設備	電圧降下 電圧降下設備	電力品質 電力品質設備	電力品質 電力品質設備	電力品質 電力品質設備	電力品質 電力品質設備	電力品質 電力品質設備	電力品質 電力品質設備	電力品質 電力品質設備	
第二条 接続設備の構造等	第四条 接続設備の構造等	共通 接続設備の構造等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第六条 安全設備を有する施設の構造等	第八条 安全設備を有する施設の構造等	共通 安全設備を有する施設の構造等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十二条 防火等対策施設の構造等	第十四条 防火等対策施設の構造等	共通 防火等対策施設の構造等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第七條 地震による振動の防止	第十三條 地震による振動の防止	共通 地震による振動の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十五條 地震による振動の防止	第二十七條 地震による振動の防止	共通 地震による振動の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第八條 地震による振動の防止	第十三條 地震による振動の防止	共通 地震による振動の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十六條 地震による振動の防止	第二十八條 地震による振動の防止	共通 地震による振動の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第九條 外部からの振動による振動の防止	第十三條 外部からの振動による振動の防止	共通 外部からの振動による振動の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第四條 閉じ込めの機能 （閉じ込めの機能）	第十条 閉じ込めの機能 （閉じ込めの機能）	共通 閉じ込め （閉じ込め）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第五條 火災等による振動の防止	第十一条 火災等による振動の防止	共通 火災等による振動の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十三條 火災等による振動の防止	第二十九条 火災等による振動の防止	共通 火災等による振動の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十二條 洪水による振動の防止	第十二條 加工施設内における洪水による振動の防止	共通 加工施設内における洪水による振動の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十三條 送電設備	第十四條 送電設備	共通 送電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十四條 安全設備を有する施設の構造等	第十五條 安全設備を有する施設の構造等	共通 安全設備を有する施設の構造等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十五條 防火等対策施設の構造等	第十五條 防火等対策施設の構造等	共通 防火等対策施設の構造等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十七條 防火等対策施設の構造等	第三十條 防火等対策施設の構造等	共通 防火等対策施設の構造等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（該当なし）	第十五條 材料及び構造	共通 設備に対する要求事項 （材料及び構造）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（該当なし）	第三十一條 材料及び構造	共通 設備に対する要求事項 （材料及び構造）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（該当なし）	第十六條 構造設備	共通 構造設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第九條 加工施設への人の不慮な侵入等の防止	第九條 加工施設への人の不慮な侵入等の防止	共通 加工施設への人の不慮な侵入等の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十三條 安全設備等	第十三條 安全設備等	共通 安全設備等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十七條 接続設備の貯蔵施設	第十七條 接続設備の貯蔵施設	個別 接続設備の貯蔵施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（該当なし）	第十八條 警報設備等	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十七條 消防設備	第二十條 消防設備	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（閉じ込めの機能）	第二十三條 換気設備	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十八條 放射線管理施設	第十九條 放射線管理施設	個別 放射線管理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十九條 放射線管理施設	第十九條 放射線管理施設	個別 放射線管理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第三十三條 設備測定設備	第三十七條 設備測定設備	個別 設備測定設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十條 非常用電源設備	第二十條 非常用電源設備	個別 非常用電源設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第三十二條 電線設備	第三十六條 電線設備	個別 電線設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十八條 放射線照射の拡大を防止するための設備	第三十二條 放射線照射の拡大を防止するための設備	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十九條 閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	第三十三條 閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第三十條 工事等外への放射線照射等の放出を抑制するための設備	第三十四條 工事等外への放射線照射等の放出を抑制するための設備	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第三十一條 重大事故等への対応に必要な水の供給設備	第三十五條 重大事故等への対応に必要な水の供給設備	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第三十四條 緊急時対策所	第三十八條 緊急時対策所	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十一條 通信設備	第三十一條 通信設備	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第三十五條 通信設備を行うために必要な設備	第三十九條 通信設備を行うために必要な設備	個別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

【凡例】 (黄色ハッチング+赤字) : 設備における提出条文 (青字) : 注記